






平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件
原告 鎌田 まりみ 外34名
被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

原告準備書面(13)

平成20年 9月 1日

大阪地方裁判所
第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	辻	公	雄		
同 弁護士	吉	川	法	生	
同 弁護士	大	西	克	彦	
同 弁護士	阪	口	徳	雄	

上記事件について、原告らは次のとおり弁論を準備する。

記

一、本件の争点は、①収入額と支出額とその残額、②支出の適法性の有無である。

被告は収入額・支出額について、その発表を二転三転させている。

1. 2006年12月11日付の記者会見では、支援金は6025万8763円、内訳はネット銀行入金分2853万円、郵便局2631万円、その他雑収入(現金収入は540万円)である。

支出額は720万円で、今後の支出としては、犬の避妊や去勢手術の補助に約1000万円、活動費に約1000万円かかり、約3000万円は余ると発表している。

その後、被告は2006年12月21日に広島から撤去作業をした。

2. しかし、上記発表に疑問がもたれ、被告は追及される中で、2007年2月27日に収入について大中に異なる額を記者会見で発表した。

収入総額は、1億7359万円で、そのうち寄附金収入は1億2610万円、ドッグぱーくへの寄附は約6410万円で、シェルター募金が約5750万円である。

以上のように、収入額は当初の発表の約2倍となっている。

3. 被告は、シェルター寄附は、その旨明記して送金してもらっていると言っており、その旨の記載は原告が入手できた被告帳簿では1カ所しかない。

シェルター収入が5750万円というのであれば、その収入日時と金額の詳細とその根拠を明らかにされたい。

4. 収支の残額について、誰がどういう形で、いくら保管しているのか明らかにされたい。

準備書面から計算される残額に差がある時は、増加理由と減少理由について詳しく明らかにされたい。

二、特に乙第1～5号証の書証のみでは、その適否が全くわからず、後記のように矛盾点が多いので、正確性や根拠資料を提出されたい。

乙第1～5号証は、TKC統合情報やセンター処理形式となっているが、それが正確な資料に基づいた正規のものであることを示す「処理実績証明書」の提出を求める。

三、被告の主張や乙第1～5号証には、次のような矛盾点や疑問があるので、それらについて釈明を求める。

1. 被告の第8準備書面によると、2月28日と3月1日に久保運送に対して、1,074,150円を2回現金で支払ったとなっているが、JNBの口座からゆうちょ銀行を通して口座間で3月1日に1,074,412円が振込されている。

同一日に現金と振込で支払われることはおかしい。

2. 同様に、被告準備書面では、4月27日にタイセイシュアサービスに22万円の現金を支払ったとなっているが、通帳では同日に口座間の振込もされている。
3. 5月30日の久保運送に対する1,241,100円の現金支払についても、同様に別に口座間振込もなされている。
4. タイセイシュアサービスに対する5月30日、6月29日、7月2日の3回にわたる22万円の現金支払いがあるか、倉庫の借用は4月いっぱいまで終了しているのか、5月以降の支払理由と領収書を提出されたい。
5. 上記を含め、その支払原資は、被告の主張では現金とされているが、原資となった現金の作られた経緯と金額と保管者、その他の用途を明らかにされたい。

四、シェルター建設について、建築関係の根拠とその費用見積明細と支払金額の明細を明らかにされたい。

五、犬の避妊手術については、どのような犬にどれだけいつまで手術をしたのか明らかにされたい。

特に当初よりドッグぱーくのから引き継いだ犬の頭数と避妊手術とその期間、その後連れてきた犬の頭数と避妊手術と今後の見込みを留意して、明らかにされたい。

以 上